

陸別町移住定住促進住宅建設等補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、陸別町の定住人口の確保を図るため、陸別町に移住・定住する者の住宅取得を奨励するための措置を講ずることにより、町の活性化に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 陸別町の住民基本台帳に登録され、かつ、その生活基盤を専ら町内に置き、自ら又は子が所有する住宅に町民として10年以上居住することをいう。
- (2) 住宅 陸別町内において専ら居住の用に供する家屋で、町民が居住するための住宅をいう。ただし、併用住宅及び集合住宅は除く。
- (3) 新築 居住部分の床面積が50平方メートル以上で、かつ、建築に係る費用（用地取得費を除く。）が500万円以上の新たな住宅を建てることをいう。
- (4) 住宅取得 前号に規定する住宅を取得することをいう。
- (5) 住宅改修 第2号に規定する住宅の改修工事をいう。
- (6) 新規移住者 補助金の交付申請時において、引き続き1年以上町外に居住していた者で、町外から陸別町に移住する者をいう。
- (7) 町内在住者 現に陸別町に住所を有する者をいう。
- (8) 一般世帯 次号又は第10号に掲げる世帯以外の世帯
- (9) 子育て世帯 夫婦（又はいずれか1人）と12歳未満の子（妻が妊娠している場合を含む。）がいる世帯
- (10) 二世帯 それぞれの世帯が同じ住宅に居住する（やむを得ない事情によりどちらかの世帯が居住していないときは、住宅を取得した日から2年以内に居住する）夫婦（又はいずれか1人）と子がいる世帯と親の世帯又は夫婦（又はいずれか1人）と祖父母の世帯

(補助金の交付対象者)

第3条 この要綱における補助金の交付対象者（以下「交付対象者」という。）は、新規移住者、町内在住者又は町外に住む町内在住者の子で、令和5年4月1日以降に自ら又は当該子の親が定住する住宅を新築又は改修する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、交付対象者から除くものとする。

- (1) 令和5年3月31日以前に締結した工事請負契約、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認申請及び建築工事届により住宅を新築する者
- (2) 令和5年3月31日以前に締結した工事等請負契約により住宅改修する者
- (3) 住宅の建設に関し、移転補償を受ける者
- (4) 交付対象者及び同一世帯員のいずれかが町税、その他町に対する債務の履行を遅滞している者
- (5) 交付対象者及び同一世帯員のいずれかが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員である者
- (6) この要綱及び失効前の陸別町移住定住促進住宅建設等補助金交付要綱（平成29年陸別町訓令第9号及び令和元年陸別町訓令第5号）による補助金の交付を受けている者及び当該交付を受けた住宅に居住する同一世帯の者

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、住宅の新築、住宅改修に要した費用（便所等の水洗化、合併浄化槽の施工に係る費用を含む。）とする。ただし、次の各号に掲げる費用及び消費税額は除くものとする。

- (1) 外構に係る庭、門、塀等の工事費用
- (2) 床、壁、天井のいずれにも固定されない物品の設置に要した費用
- (3) 他の助成制度等の対象となる費用

(施工事業者)

第5条 交付対象者は、次に掲げる事業者に施工させなければならない。

- (1) 陸別町内に本店を置く事業者であること。ただし、町外に住む子が交付対象者となるときは、この限りではない。
- (2) 前号前段に規定する事業者は、当該工事等に係る作業（町内に事業所を有する者において施工できない作業を除く。）について、町内に事業所を有する者に下請施工させること。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、予算の範囲内とし、次の各号によるものとする。ただし、町外に住む子が交付対象者であり、町外に本店を置く事業者に施工させるときは、次の各号に規定する限度額の2分の1以内の額とする。

(1) 新築

- ア 一般世帯 床面積1平方メートル当たり1万円とする。ただし、補助金の限度額は200万円とする。
- イ 子育て世帯 床面積1平方メートル当たり1万5千円とする。ただし、補助金の限度額は300万円とする。
- ウ 二世帯 床面積1平方メートル当たり2万円とする。ただし、補助金の限度額は400万円とする。

(2) 住宅改修

改修費用の2分の1以内とする。ただし、補助金の限度額は50万円とする。

（事業の採択）

第7条 申請者は、陸別町移住定住促進住宅建設等補助事業採択申請書（別記第1号様式）に次条第1号から第7号に掲げる書類及びその他関係書類を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、事業の採択又は不採択の決定に際し、陸別町まちづくり推進会議（以下「推進会議」という。）に諮問するものとする。
- 3 町長は、推進会議の答申を受けて事業の採択又は不採択の決定を行い、陸別町移住定住促進住宅建設等補助事業採択・不採択決定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。
- 4 申請者は、前項の規定による通知を受ける前に補助事業に着手してはならない。

（補助金の交付申請）

第8条 交付対象者は、住宅を新築したときは、当該住宅に入居した日から、改修したときは、当該改修が完了した日から6ヵ月以内に陸別町移住定住促進住宅建設等補助金交付申請書（別記第3号様式。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 町税等の納入状況及び住民登録状況等確認同意書（別記第4号様式）
- (2) 新規移住者にあつては、転入前の市町村の市町村税及び国民健康保険税等の納税、納入が確認できる書類
- (3) 付近見取図、配置図、各階平面図及び住宅を新築する場合は、立面図
- (4) 定住誓約書（別記第5号様式）
- (5) 工事請負契約書の写し
- (6) 固定資産税課税明細書又は土地・家屋課税台帳兼名寄帳の写し（住宅を改修する場合）
- (7) 土地所有者の承諾書の写し（新築する住宅の土地が借地の場合）
- (8) 第2条第10号に規定する住宅の場合は、それぞれが居住していることを証する書類。ただし、それぞれの世帯でどちらかが居住していないときは、居住誓約書（別記第6号様式）
- (9) 改修工事前後の改修状況の確認出来る書類（住宅を改修する場合）
- (10) 建物の登記事項証明書の写し（住宅を新築する場合）
- (11) 建築基準法第7条第5項の規定による検査済証の写し（住宅を新築する場合）
- (12) 代表申請者選任届（別記第7号様式：共有住宅の場合）
- (13) 同意書（別記第8号様式：第3条第2項第5号に係るもの）
- (14) その他町長が必要と認める書類

（補助金の交付決定及び通知）

第9条 町長は、前条の申請書を受領したときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、陸別町移住定住促進住宅建設等補助金交付決定・却下通知書（別記第9号様式）により申請者に通知する。

2 町長は、申請書の受理後速やかに関係する各課長等から意見を聴き、申請書の審査を行うものとする。

3 町長は、補助金の適正化を期すために必要があると認めたときは、交付対象者に対し報告を求め、又は立入検査をすることができる。

(補助金の交付請求)

第10条 前条の規定による交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、陸別町移住定住促進住宅建設等補助金交付請求書（別記第10号様式）を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第11条 町長は、前条の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(報告)

第12条 交付決定者は、次の各号のいずれかに該当したときは、書面により速やかにその旨を町長に報告しなければならない。

- (1) 住所に変更があったとき。
- (2) 住宅の登記名義に変更があったとき。
- (3) 住宅が滅失したとき。

(補助金の交付決定の取り消し及び返還等)

第13条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは当該補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。ただし、町長がやむを得ない事由があると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 申請後に同一世帯員のいずれかが、第3条第2項第5号に該当することが判明したとき。
- (3) 補助金の交付を受けた者が住宅取得又は住宅改修工事完了の日から10年未満で町外に転出し、若しくは町内転居したとき、又はその住宅を譲渡若しくは貸し付け、あるいは取り壊し等で居住しなくなったとき。

2 町長は、前項の規定により取り消し又は返還を命ずるときは、陸別町移住定住促進住宅建設等補助金交付決定取消通知書（別記第11号様式）により交付決定者に通知する。

3 第1項の規定により補助金の返還を命じる金額は、同項第1号又は第2号に該当するときは全額を、同項第3号に該当するときは住宅取得後又は住宅改修の工事が完了後の年数に応じ、次のとおりとする。

- (1) 1年以内のときは、補助金の全額とする。
- (2) 1年を超え2年以内のときは、補助金の10分の9の額とする。
- (3) 2年を超え3年以内のときは、補助金の10分の8の額とする。
- (4) 3年を超え4年以内のときは、補助金の10分の7の額とする。
- (5) 4年を超え5年以内のときは、補助金の10分の6の額とする。
- (6) 5年を超え6年以内のときは、補助金の10分の5の額とする。
- (7) 6年を超え7年以内のときは、補助金の10分の4の額とする。
- (8) 7年を超え8年以内のときは、補助金の10分の3の額とする。
- (9) 8年を超え9年以内のときは、補助金の10分の2の額とする。
- (10) 9年を超え10年未満のときは、補助金の10分の1の額とする。

4 第2条第10号に規定するやむを得ない事情により、どちらかの世帯が居住しないときは、次のとおり補助金の返還を命ずるものとする。

- (1) 住宅を取得した日から2年を超えたときは、補助金の10分の5の額とする。
- (2) 前号の規定に該当する世帯で、かつ第1項第3号に規定する事由に該当したときは、前号に規定する補助金を減じた額からそれぞれの年数に応じて、前項第3号から第10号に規定する割合を乗じて得た額とする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に補助事業に着手している者は、第7条第3項の決定通知を受けないで、引き続き事業を行うことができる。ただし、この要綱の施行後、20日以内に同条第1項に規定する申請書類等を町長に提出しなければならない。

(この要綱の失効)

- 3 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第8条に定める期間内に行われる補助金の交付申請については、なお、従前の例による。
- 4 この要綱の失効前に交付した補助金の返還の適用については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。